

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 40 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 14 条）。

II 平成 28 年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

1 市長会や町村会との連携による災害時応援体制の強化

- 熊本地震の被災市町村では、庁舎や職員自身の被災による災害対応能力の低下も相まって、十分な災害応急対策の実施が困難となり、業務に遅れが生じた。
- このため、本県では、被災市町村に対する県及び県内の被害のない（少ない）市町村が一体となった迅速・効率的な応援の実現に向けて、平成 29 年 4 月 4 日に、県市長会及び県町村会と協定を締結した。
- これに伴い、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び市町村が連携した応援の実施について調整を行う記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第 3 編 第 4 章	応援協力・派遣要請	p 6
■地震・津波編	第 3 編 第 4 章	応援協力・派遣要請	

2 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

- 熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施したが、被災地周辺に物資が集積しているにも関わらず、マンパワー不足や避難所までの物流体系が整わない等の理由により、被災者の手元まで支援物資が届かなかった。
- このため、県及び市町村が、災害時に国等からの支援物資の受入・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行う記載や、県及び市町村が連携して物資拠点等における訓練を行う記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第 2 編 第 11 章	広域応援体制の整備	p 7
■地震・津波編	第 2 編 第 11 章	広域応援体制の整備	

3 広域応援訓練の実施

- 熊本地震で被災地に派遣された職員は、困難な状況の下で初動対応に従事したが、宿泊先や食料等について現地で調整を求められたこと、現地に携行する用具等を私物に依存した職員がいたことなど、今後に向けて改善すべき点が多かった。
- このため、被災地域支援隊の迅速な派遣の実現と効果的な応援を行うために、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第12章	防災訓練及び防災意識の向上	p 8
■地震・津波編	第2編 第12章	防災訓練及び防災意識の向上	

4 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

- 熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生した。
- このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	p 8
■地震・津波編	第2編 第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	

5 防災拠点となる市町村庁舎の耐震化

- 熊本地震では、災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎に損壊や倒壊の危険性が生じたことで庁舎の全部又は一部が使用できなくなり、行政機能の低下が発生した。
- このため、防災拠点となる市町村庁舎等について、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する記載を追加する。

<主な修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第2章	建築物等の安全化	p 9
---------	---------	----------	-----

6 市町村における業務継続計画や受援計画の策定・見直し支援

- 熊本地震では、市町村において非常時優先業務が十分に整理されておらず、行政機能の低下が発生した。また、多数の応援を受け入れたが、相互の情報共有が不十分であったため、避難所運営や応急対応が混乱した。
- このため、県が、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定及び見直しの支援を行う記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第8章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 1 0
■地震・津波編	第2編 第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

7 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

- 熊本地震の被災地では、体制が充分でないままボランティアセンターが立ち上がった。また、ゴールデンウィークを過ぎた頃にボランティアの数が急激に減り、ボランティアを安定的に確保することが難しかった。
- これを踏まえ、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加する。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させることとする記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第1章	防災協働社会の形成促進	p 1 1
■地震・津波編	第2編 第1章	防災協働社会の形成促進	

8 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動

- 熊本地震では災害に備えた住宅の耐震化や家具等の転倒防止対策などの取組みが不十分であった。
- これを踏まえ、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、民間事業者等と連携して家具等の転倒防止対策等の情報発信を行う記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■地震・津波編	第2編 第12章	防災訓練及び防災意識の向上	p 1 2
---------	----------	---------------	-------

Ⅲ 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 災害廃棄物処理計画の策定

- 災害発生後の早期復旧・復興を果たすよう、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、平成 28 年 10 月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定した。
- これに伴い、事前対策として、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制の整備や、県及び市町村、関係団体の職員を対象とした、人材育成・訓練の実施に係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第 2 編 第 8 章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 1 3
■地震・津波編	第 2 編 第 6 章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

2 「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の制定

- 全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するために、平成 28 年 10 月に、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定した。
- これに伴い、災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第 2 編 第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	p 1 3
■地震・津波編	第 2 編 第 8 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	他	

3 愛知県復興体制の検討

- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、県は速やかに復興本部を設置して復興に向けた国等との連絡・調整を行うとともに、復興への取組を円滑かつ迅速に推進する必要があると想定されるため、平成 28 年度に、復興本部の体制や庁内各部署における各種復興施策の実施体制の大枠を定めた復興体制の検討を行った。
- これに伴い、第 4 編「災害復旧・復興」に復興本部の設置や復興方針及び復興計画の策定に係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第 4 編 第 1 章	復興体制（新設）	p 1 4
■地震・津波編	第 4 編 第 1 章	復興体制（新設）	

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

1 住家被害認定調査に関する体制の強化

- 罹災証明書¹の交付の迅速化を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び県による応援体制に係る記述の拡充や、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第8章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	p 1 7
■地震・津波編	第2編 第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	

2 避難情報に係る名称の変更

- 平成28年台風第10号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示（緊急）」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第2章	避難行動 他	p 1 8
■地震・津波編	第3編 第2章	避難行動 他	

3 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保

- 災害対策基本法が平成28年5月に一部改正され、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資するため、臨港道路の管理者（港湾管理者）及び漁港道路の管理者（港湾管理者）による放置車両の移動が可能となったことに伴い、必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第7章	交通の確保・緊急輸送対策	p 1 9
■地震・津波編	第3編 第8章	交通の確保・緊急輸送対策	

4 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、自市町村内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて自市町村内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第9章	避難行動の促進対策	p 2 1
■地震・津波編	第2編 第7章	避難行動の促進対策	

V 主な修正の内容

II-1 市長会や町村会との連携による災害時応援体制の強化

<修正箇所>	
■風水害等編	第3編 第4章 応援協力・派遣要請
■地震・津波編	第3編 第4章 応援協力・派遣要請
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 26
■地震・津波編	p 27

■風水害等編

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

現行（平成28年5月修正）	改正案
第1節 応援協力	第1節 応援協力
1 県（防災局）における措置	1 県（防災局）における措置
(5) 市町村に対する応援 イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。	(5) 市町村に対する応援 イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。 <u>さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。</u> ◆ 附属資料第15「被災市町村広域応援の実施に関する協定書」

■地震・津波編

第3編 第4章 応援協力・派遣要請

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－２ 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第11章 広域応援体制の整備
■地震・津波編	第2編 第11章 広域応援体制の整備
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 16
■地震・津波編	p 17

■風水害等編

第2編 第11章 広域応援体制の整備

現行（平成28年5月修正）	改正案
（追加）	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備
	1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置 (1) <u>災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</u> 県及び市町村は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 (2) <u>訓練・検証等</u> 県及び市町村は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。 ◆ 附属資料第15「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書」 ◆ 附属資料第15「災害発生時の物資の保管等に関する協定書」

■地震・津波編

第2編 第11章 広域応援体制の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

II-3 広域応援訓練の実施

<修正箇所>			
■風水害等編	第2編 第12章	防災訓練及び防災意識の向上	
■地震・津波編	第2編 第12章	防災訓練及び防災意識の向上	
<新旧対照表>			
■風水害等編	p 17		
■地震・津波編	p 17		

■風水害等編

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

現行（平成28年5月修正）	改正案
第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施
1 県（防災局、各部署）及び市町村等における措置 (1)～(2) (略) (追加)	1 県（防災局、各部署）及び市町村等における措置 (1)～(2) (略) (3) 広域応援訓練 <u>県及び市町村は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u>

■地震・津波編

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

II-4 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

<修正箇所>			
■風水害等編	第2編 第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第3編 第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
■地震・津波編	第2編 第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第3編 第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
<新旧対照表>			
■風水害等編	p 13、p 32		
■地震・津波編	p 13、p 34		

■風水害等編

第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成 28 年 5 月修正）	改 正 案
第 1 節 避難所の指定・整備	第 1 節 避難所の指定・整備
市町村における措置 (5) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>なお</u> 、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。	市町村における措置 (5) 避難所の運営体制の整備 (略) <u>ウ</u> 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、 <u>テント</u> などでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第 3 編 第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成 28 年 5 月修正）	改 正 案
第 1 節 避難所の開設・運営	第 1 節 避難所の開設・運営
1 市町村における措置 (4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>自宅</u> での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。	1 市町村における措置 (4) 避難所の運営 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から <u>在宅や車中、テント</u> などでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

■地震・津波編

第 2 編 第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第 3 編 第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

II-5 防災拠点となる市町村庁舎の耐震化

<p><修正箇所></p> <p>■地震・津波編 第 2 編 第 2 章 建築物等の安全化</p> <p><新旧対照表></p> <p>■地震・津波編 p 4</p>

■地震・津波編

第 2 編 第 2 章 建築物等の安全化

現行（平成 28 年 5 月修正）	改 正 案
第 1 節 建築物の耐震推進	第 1 節 建築物の耐震推進
3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (3) 市町村及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保 県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、市町村その他の民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。 (追加)	3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (3) 市町村及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保 県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、市町村その他の民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。 <u>特に、災害時の拠点となる市町村の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</u>

II - 6 市町村における業務継続計画や受援計画の策定・見直し支援

<修正箇所>	
■風水害等編	第 2 編 第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震・津波編	第 2 編 第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 8
■地震・津波編	p 7

■風水害等編

第 2 編 第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成 28 年 5 月修正）	改 正 案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
2 県（防災局）における措置 (1) (略) (追加) (2) ~ (8) (略)	2 県（防災局）における措置 (1) (略) (2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> 県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。 (3) ~ (9) (略)

■地震・津波編

第 2 編 第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－７ 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
■地震・津波編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 2、p 3
■地震・津波編	p 3

■風水害等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

現行（平成28年5月修正）	改正案
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置	1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置
(1) 自主防災組織の推進	(1) 自主防災組織の推進
イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要 <u>なため</u> 、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の <u>推進にも努めるものとする。</u>	イ 自主防災組織等との連携体制の推進 いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要 <u>である。そのため</u> 、 <u>県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>
6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進
(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。	(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。 <u>また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u>

■地震・津波編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

II-8 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動

<修正箇所>

■地震・津波編 第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

<新旧対照表>

■地震・津波編 p 18

■地震・津波編

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

現行（平成28年5月修正）	改正案
第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
<p>県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>ㄥ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p>	<p>県（防災局、農林水産部、建設部等関係部局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>(略)</p> <p>ㄥ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p>

Ⅲ－１ 災害廃棄物処理計画の策定

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震・津波編	第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 9
■地震・津波編	p 9

■風水害等編

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成28年5月修正）	改正案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策	1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策
(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境部）は、 <u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）</u> に基づき、 <u>県災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。</u>	(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境部）は、 <u>愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）</u> に基づき、 <u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</u>

■地震・津波編

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅲ－２ 「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の制定

<修正箇所>	
■風水害等編	第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震・津波編	第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 33
■地震・津波編	p 35

■風水害等編

第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成 28 年 5 月修正）	改 正 案
第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策
2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (1) ～ (3) (略) (追加)	2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置 (1) ～ (3) (略) (4) <u>障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備</u> <u>災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。</u>

■地震・津波編

第 3 編 第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅲ－3 愛知県復興体制の検討

<修正箇所>	
■風水害等編	第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）
■地震・津波編	第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 4 1
■地震・津波編	p 4 0

■風水害等編

第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）

改 正 案
■基本方針 ○ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。 ○ 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。 ○ 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。 ○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。
■主な機関の措置

改 正 案

区 分	機 関 名	主 な 措 置
第 1 節 復興本部の設置等	県	1(1) 県復興本部の設置 1(2) 県復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催
第 2 節 復興計画等の策定	県	1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定
	市町村	2(1) 市町村復興計画の策定
第 3 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求
	市町村	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請 3(3) 職員派遣のあっせん要求

第 1 節 復興本部の設置等

1 県における措置

(1) 県復興本部の設置

本県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（知事）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 県復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部長とする。

第 2 節 復興計画等の策定

1 県（政策企画局）における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。)」第 2 条第 1 号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第 9 条に基づく県復興方針を定めることとなる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

2 市町村における措置

(1) 市町村復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

改正案

第3節 職員の派遣要請

1 県（総務部）における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 市町村における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市町村長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市町村長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市町村長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市町村長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

■地震・津波編

第4編 第1章 復興体制（新設）

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

IV-1 住家被害認定調査に関する体制の強化

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 地震・津波編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 10
- 地震・津波編 p 10

■風水害等編

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行（平成28年5月修正）	改正案
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
<p>1.3 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p>1.3 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入れ体制の構築等</u>を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、<u>効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

IV-2 避難情報に係る名称の変更

<修正箇所>				
■風水害等編	第3編	第2章	避難行動	他
■地震・津波編	第3編	第2章	避難行動	他
<新旧対照表>				
■風水害等編	p 2 2		他	
■地震・津波編	p 2 3		他	

■風水害等編

第3編 第2章 避難行動

現行（平成28年5月修正）	改正案
第2節 避難の勧告・指示	第2節 避難の勧告・指示
1 市町村における措置	1 市町村における措置
(1) <u>避難のための準備情報・勧告・指示</u>	(1) <u>避難勧告等</u>
ア <u>避難勧告・避難指示</u>	ア <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>
<p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>指示</u>を行うものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>指示</u>又は<u>勧告</u>する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>勧告・指示</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備情報の提供</u>に努める。</p>	<p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を<u>発令</u>するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>勧告</u>又は<u>指示</u>する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の<u>発令</u>に努める。</p>
イ <u>避難準備情報</u>	イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>
<p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備</u></p>	<p>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p>

現行（平成 28 年 5 月修正）	改 正 案
<p>備（要配慮者避難）情報を伝達する。</p> <p>また、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて<u>指定緊急避難所</u>を開設する。</p> <p>（略）</p>	<p>また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。</p> <p>（略）</p>

■地震・津波編

第 3 編 第 2 章 避難行動

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

IV-3 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保

<p><修正箇所></p> <p>■風水害等編 第 3 編 第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>■地震・津波編 第 3 編 第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p><新旧対照表></p> <p>■風水害等編 p 3 0、p 3 1</p> <p>■地震・津波編 p 3 0、p 3 2</p>	
--	--

■風水害等編

第 3 編 第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策

現行（平成 28 年 5 月修正）	改 正 案
<p>第 1 節 道路交通規制等</p>	<p>第 1 節 道路交通規制等</p>
<p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、<u>道路管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(3) 警察官又は<u>道路管理者</u>の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p>4 相互協力</p>	<p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、<u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(3) 警察官又は<u>道路管理者等</u>の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p>4 相互協力</p>

IV-4 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第9章 避難行動の促進対策

■地震・津波編 第2編 第7章 避難行動の促進対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p 1 1

■地震・津波編 p 1 0

■風水害等編

第2編 第9章 避難行動の促進対策

現行（平成28年5月修正）	改正案
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等
市町村における措置	市町村における措置
1 緊急避難場所の指定	1 緊急避難場所の指定
市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。	市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。 <u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u>
<u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u>	<u>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u>
<u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u>	

■地震・津波編

第2編 第7章 避難行動の促進対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

※補足

○ 本資料では、愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画）を「風水害等編」、愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）を「地震・津波編」と表記している。